

「暗号資産」に新規制

平成31年3月15日。平成を締めくくる第198回国会に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」が提出された。これは、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、資金決済に関する法律(資金決済法)、金融商品取引法等計13の法律を改正するものだ。

国際的な動向等を踏まえ、法律用語としての「仮想通貨」は今後「暗号資産」と呼ばれるようになる。主要国・地域金融当局の国際組織の文献ではvirtual currenciesという用語はあまり使われなくなってきており、代わりにcrypto-assetsやcrypto-currenciesが多用されている。

同法律案の多岐にわたる内容は大きく3本の柱にまとめることができる。その第一は、顧客の暗号資産を原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを暗号資産交換業者に義務付ける等の「暗号資産の交換・管理に関する業務への対応」だ。コールドウォレットとは、暗号資産の財布・金庫の機能を果たす「ウォレット」をインターネットから完全に切り離された場所(オフライン端末や紙等)に保管する方法のことで、不正アクセスによる危険性を大幅に下げられる。

第二の柱は「暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応」で、ICO (Initial Coin Offering) への適用ルールの明確化等が含まれる。ICOは、企業等がトークン(電子的な記録・記号)を発行して投資家から資金調達を行う行為をいうが、詐欺的な事案も多いといった利用者保護上のリスクが指摘されてきた。世界的に見ても国・地域で対応はまちまちだ(中・韓では禁止する方向、欧米では注意喚起のうえ規制を定め容認する方向)。同法律案では基本的に欧米型の対応を踏襲し、収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、暗号資産を対価として発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化するとともに、株式等と同様に、発行者による投資家への情報開示の制度や売買仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備している。

第三は「その他情報通信技術(ICT)の進展を踏まえた対応」で、顧客関連情報を第三者に提供する業務等を金融機関の業務に追加したり、保険会社の子会社対象会社として保険業に関連するIT企業等を追加したりする等の内容だ。金融機関や保険会社は、ICT周辺業務を手広く手がけることで、地域企業の経営改善への貢献や利用者ニーズへの対応、ないしフィンテックに関する業務を強化できる。

フィンテックの進化と表裏をなすリスクの増大・多様化と、利用者保護の手立て。今回の法改正は、金融市場の健全な発展に向けた不断の営みの表れだ。

2017年に資金決済法で仮想通貨交換業(当時)に登録制が導入されて以来、業者の内部統制改善が進んでいると聞く。ICTが金融を激変させる流れの中、当局や市場参加者は一体となって、デジタル市場の育成に知恵を絞っていく必要がある。

ICOのしくみ

